

答弁書第四三号

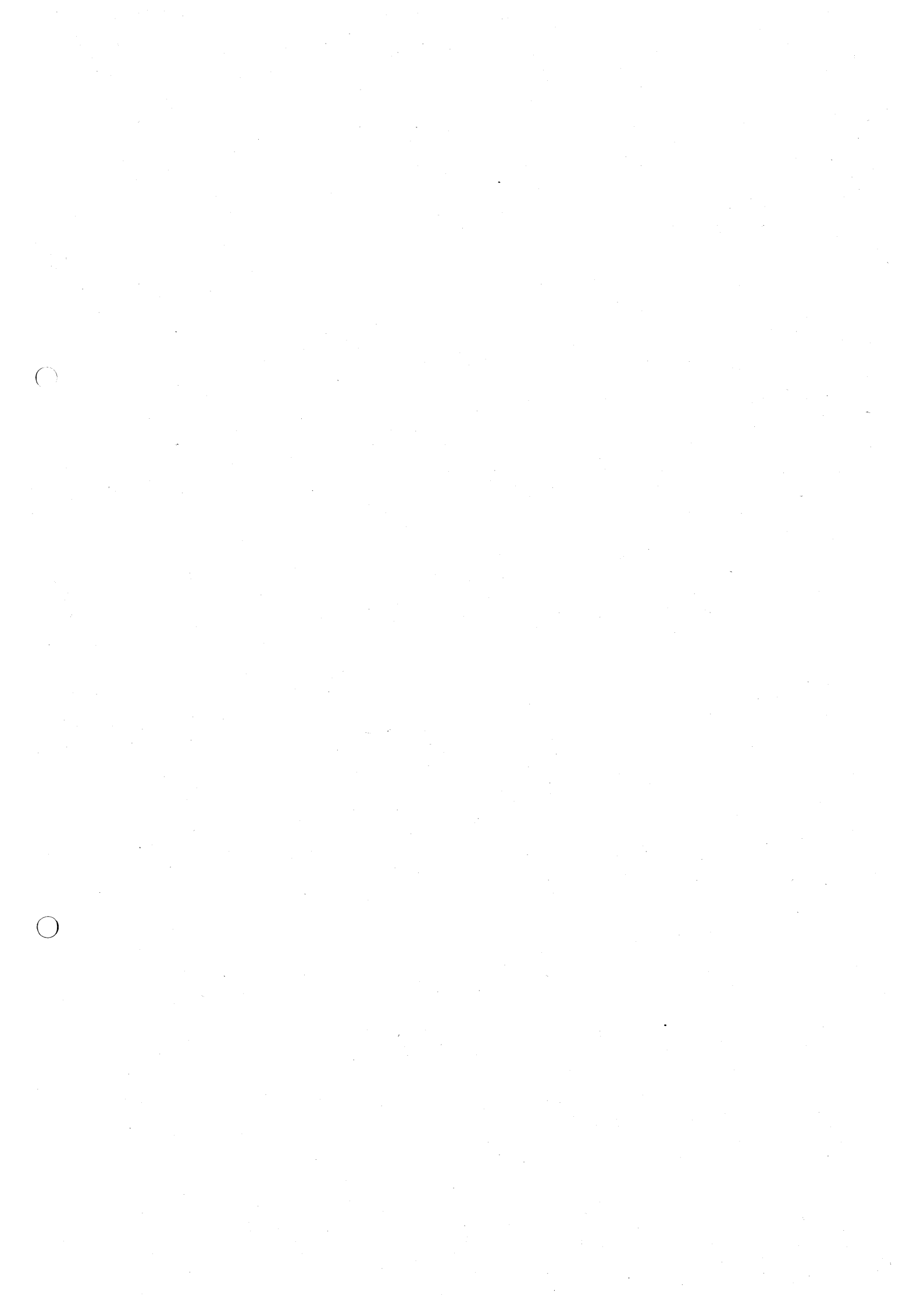
内閣参質一九八第四三号

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義 偉

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに關する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成三十一年二月八日内閣参質一九八第四号）一から四までについて
でお答えしたとおりである。

三について

御指摘の「施政方針演説」について、内閣法制局が内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第三条第三号の意見を述べた事実はない。

